

帯広市発注工事における簡易水道工事の取扱いの一部変更について

帯広市が発注する簡易水道工事について、以下のとおり、入札参加資格要件の許可工種と施工実績の取扱いを一部変更しますので、お知らせします。

今後、発注する工事から適用しますので、ご確認くださいませようお願いします。

◎変更内容

本市が発注する簡易水道工事の入札参加資格要件では、これまで「水道施設工事」を慣例的に「管工事」として発注してきましたが、今後は、国が定める建設業許可事務ガイドラインを踏まえ、施工箇所等により、おおむね以下のとおり工種を取り扱い発注します。

(ただし、工事内容や受注環境の状況から、当該工種での発注が難しい場合等は、その限りではありません。)

●これまで

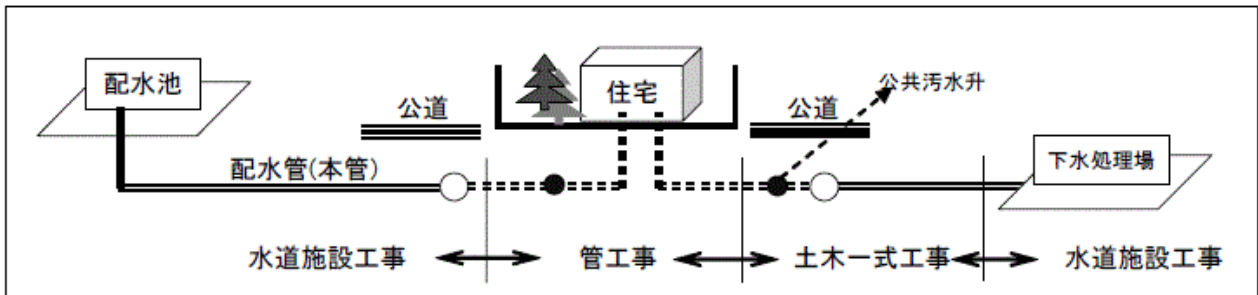
簡易水道工事・・・「**管工事**」



●これから

- 公道下等の下水道の配管工事・下水処理場自体の敷地造成工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・..**「土木一式工事」**
- 家屋その他の施設の敷地内の配管工事・上水道等の配水小管を設置する工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・..**「管工事」**
- 上水道等の取水、浄水、配水等の施設・下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事・・..**「水道施設工事」**

(イメージ図 出展：宮崎県「経営事項審査に関する Q&A」)



問合せ先
帯広市契約管財課
電話：0155-65-4114